

## 消費税 - 簡易課税適用上の事業区分と みなし仕入率

**Q** 平成15年度の税制改正により、この4月から始まる事業年度より消費税の課税事業者となる事業協同組合です。基準期間の課税売上高は3,000万円以下なので、今から簡易課税制度適用を届け出て、消費税の計算は簡易課税による予定ですが、簡易課税適用に当たっての事業区分の基準と、それぞれの事業区分に適用されるみなし仕入率は、どうなっているのでしょうか。

**A** 消費税の計算に当たって、簡易課税制度を適用する場合の業種区分と、その業種区分に対応するみなし仕入率は次の通りである。

業種区分	区分基準	みなし仕入率
第1種事業	卸売業； 他の者から購入した商品とその性質及び形状を変更しないで、他の事業者に対して販売する事業	90%
第2種事業	小売業； 他の者から購入した商品とその性質及び形状を変更しないで、消費者に対して販売する事業	80%
第3種事業	製造業； 次に掲げる事業（加工費その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業を除く） 農業・林業・漁業・鉱業・建設業・製造業（製造した棚卸資産を小売する事業を含む）・電気業・ガス業・熱供給業・水道業	70%

第4種事業	その他の事業； 第1種事業・第2種事業・第3種事業・第5種事業以外の事業 日本標準産業分類による次の事業が該当する。 飲食店業・金融業・保険業・役務提供業（他の者の原材料・製品等に加工を加えて、加工の対価を受領する役務の提供業をいう）	60%
第5種事業	サービス業； 不動産業・運輸業・通信業・サービス業（飲食店業に該当するものを除く）であって、第1種事業から第3種事業に該当する事業以外の事業	50%

## スポットNEWS

### 産業交流展2004 出展企業募集

受発注の拡大、企業間連携の実現、経営革新の情報収集など、首都圏の産業を振興するため、広域連携を図りながら、中小企業の優れた技術や製品を一堂に展示する産業交流展への出展企業を募集します。

開催期間 会場	平成16年10月22日（金）及び23日（土）の2日間 東京ビッグサイト（東京国際展示場）西1・2ホール 江東区有明3-21-1
募集企業 募集分野 出展小間料金	約550社 「情報」・「環境」・「医療・福祉」・「機械・金属」の4分野 52,500円（税込み）/1小間（9㎡） （複数小間の申込みも可能です）
募集締切り	平成16年8月31日（火） （なお、申込小間数が予定小間数を上回った場合には、申込み受付期間中であっても、募集を打ち切りますので、あらかじめご了承ください）
内容	展示のほか、東京都ベンチャー技術大賞表彰式などの企画事業を催します。
ホームページ その他 問い合わせ先	http://www.sangyo-koryu2004.jp（7月1日開設予定） 詳細はホームページか、下記の連絡先までお願いいたします。 産業交流展2004実行委員会事務局 東京都産業労働局商工部調整課内 電話番号 03-5320-4744（直通） 担当 宮崎、小島